

学生への海外留学資金助成

大阪大学法学会は、その活動の一環として、平成28年度募集第1期（平成29年1月～3月出発）第2期（平成29年4月～平成30年3月出発）の大学間交流協定および部局間交流協定に基づき海外の大学に留学が認められた学生会員に対して留学準備資金の一部を支給することを企画しました。希望者は下記の要領を熟読した上で、応募して下さい。

なお、選考は法学会運営委員会が行ないます。

2017年6月1日

大阪大学法学会

法経研究棟2階第3資料室内

TEL 06-6850-5178 FAX 06-6850-5177

学生の海外留学資金助成要領

助成金

一人につき金10万円

募集人数

5名程度

応募資格

- 1) 入学年度より法学会会員であること
- 2) 上記交流協定に基づく留学が認められた学生であること

応募期間

2017年6月1日から6月20日（17時）まで
7月中旬に法学会事務局にて支給決定を発表します。

応募書類

- 1) 法学会事務局で配付する所定の申請用紙に記入すること。
([法学部ホームページよりダウンロードも可](#))
留学目的についてはA4用紙1～2枚程度（40字×36行）、1200～1500字となるように作成すること
- 2) 交流協定に基づく留学が認められた旨の決定通知書のコピー1通
- 3) 法学部発行の直近の成績証明書1部

応募書類の提出先

法学会事務局（法経研究棟2階・第3資料室内）

審査

応募書類に基づいて審査します。応募者多数の場合は抽選を行うこともあります。

受給者の義務

本助成金の支給は、読み物記事の原稿・写真および留学報告書を法学会事務局に提出することを条件としています（詳細は別紙参照）。

所定の期限までに報告書等の提出がない場合には、助成金は支給されません。

その他

質問等があれば、法学会事務局（担当：嶋篤子）までお問い合わせ下さい。